

薬食発 0324 第 2 号
平成 26 年 3 月 24 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬食品局長
(公 印 省 略)

薬事法施行規則第 203 条第 3 項の規定に基づき検定を要しないものとして厚生労働大臣が指定する医薬品等及び厚生労働大臣が定める場合の一部改正について

「薬事法施行規則第二百三条第三項の規定に基づき検定を要しないものとして厚生労働大臣が指定する医薬品等及び厚生労働大臣が定める場合の一部を改正する件」(平成 26 年厚生労働省告示第 105 号) が 3 月 24 日に公布され、「薬事法施行規則第二百三条第三項の規定に基づき検定を要しないものとして厚生労働大臣が指定する医薬品等及び厚生労働大臣が定める場合」(平成 20 年厚生労働省告示第 374 号) が別添のとおり一部改正されましたので、下記について御了知いただき、管下の関係業者等に対する周知徹底と指導に遺漏のないようお願いいたします。

記

1. 改正の内容

沈降細胞培養インフルエンザワクチン (H5N1 株) 及び乳濁細胞培養インフルエンザ HA ワクチン (H5N1 株) については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号) 第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症の発生が確認され、直ちに、ワクチンの製造を行う必要が生じた場合は、検定を要しないこととした。

具体的には、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」(平成 25 年 6 月 7 日閣議決定) に定める海外発生期の以降に、ワクチン製造販売業者に対し、直ちに国家備蓄している当該ワクチンの原液の製剤化を行うよう要請した場合又はワクチンの製造株の確保等ができる次第当該ワクチンの生産を開始するよう要請した場合を想定している。

2. 適用期日

公布日 (平成 26 年 3 月 24 日)



○厚生労働省告示第百四号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十三条第一項、薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）第五十八条及び第六十条並びに薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第二号）第一百九十九条第一項の規定に基づき、薬事法第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等（昭和三十八年厚生省告示第二百七十九号）の一部を次のように改正する。

1の生物学的製剤の表沈降インフルエンザワクチン(H₅N₁株)の項の次に次のように加える

沈降細胞培養インサワク エンザワク チン(H-5 N1株)		中間段階	1 るとき。一元放射免疫拡散試験法を用い 280,600円
		最終段階	1 HA含試験法を用いるとき。 141,100円
乳癌細胞培養インサワク エンザワク (H-5N1)		1 専用混和液が同一の製造番号の もので構成されるとき。ただし、 スクワレン含試験及びトコフェ ロール含試験を省略する場合に あつては、97,800円を減じた額と する。	1 専用混和液が同一の製造番号の もので構成されるとき。ただし、 スクワレン含試験及びトコフェ ロール含試験を省略する場合に あつては、97,800円を減じた額と する。
(1) 一元放射免疫拡散試験法を用 いるとき。		457,100円	1 専用混和液が同一の製造番号の もので構成されるとき。 抗原剤につき 内容量が2.5mLであるとき。 13本
(2) HA含試験法を用いると き。		317,700円	1 専用混和液につき 内容量が2.5mLであるとき。 7本
2 使用混和液が2種類の製造番号 のもので構成されるとき。ただし、 スクワレン含試験及びトコフェ ロール含試験を省略する場合に あつては、当該試験を省略する専 用混和液の製造番号1種類につき 97,800円を減じた額とする。		2 専用混和液が2種類の製造番号 のもので構成されるとき。ただし、 スクワレン含試験及びトコフェ ロール含試験を省略する場合に あつては、当該試験を省略する専 用混和液の製造番号1種類につき 97,800円を減じた額とする。	2 専用混和液が2種類の製造番号 のもので構成されるとき。 抗原剤につき 内容量が2.5mLであるとき。 17本
(1) 一元放射免疫拡散試験法を用 いるとき。		601,700円	専用混和液につき 内容量が2.5mLであるとき。

（HINDI）の項の次に次のよ

沈降細胞培養インフルエンザワクチン (H₅N₁株) (接種段階)
生物学的製剤標準の乳濁細胞培養インフルエンザワクチン (H₅N₁株) の各3.4.2, 3.4.6
及び3.4.7に規定する試験法によるものとする。
2) 生物学的製剤の項試験で型マハーナH₅Aワクチ_H (H₁-N₁型) の中の次に次の1.項を
加え。

○乳濁細胞培養インフルエンザワクチン (H₅N₁株)

生物学的製剤標準の乳濁細胞培養インフルエンザワクチン (H₅N₁株) の第3.4.1.2,
3.4.1.5, 3.4.1.7, 3.4.2.2及び3.4.2.3に規定する試験法によるものとする。ただし、3.4.2.2
及び3.4.2.3については、既に当該試験を行い、その品質が生物学的製剤標準に適合する事が
保証されている製造品との専用罫和液については省略することができる。

○医療機器製造業者登録申請書

薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第二百三十九条第三項の規定に基づき、薬事法施行規
則第二百三十三条第三項の規定に基づき検定を要しないものとして厚生労働大臣が指定する医薬品等及び
厚生労働大臣が定める場合（平成二十年厚生労働省告示第二百七十四号）の一部を次のよう改定す
る。

平成二十六年三月二十四日

厚生労働大臣 田村 達久

表細胞培養インフルエンザワクチ_H (H₅N₁株) 及び沈降インフルエンザワクチ_H (H₅N₁株)
の項中「及び沈降インフルエンザワクチ_H (H₅N₁株)」を「沈降インフルエンザワクチ_H (H₅
N₁株)」沈降細胞培養インフルエンザワクチ_H (H₅N₁株) 及び乳濁細胞培養インフルエンザH
Aワクチ_H (H₁-N₁株)」に改める。

<p>(2) HA 含量試験法を用いると き。</p> <p>606,800円</p> <p>2の生物学的製剤の項沈降イヘタルヒサワクチハ (H 5 N 1 速) (最終段階) の田の次に次の二回 を加える。</p> <p>沈降細胞培養インフルエンザワクチン (H 5 N 1 牟) (中間段階)</p>	<p>内容量が25mLであるとき。 製造番号ごとに7本 ただし、スクワレン含試験及 びトコフェロール含試験を省略 する場合においては、当該混和液に 含まれる製造番号の専用混和液につ き3本を算じた本数とする。</p>
--	--

製造番号ごとに7本
ただし、スクランブル含む試験及び
寸法公差を省略する場合にあつては、当該試験を
省略する場合の製造番号の寸法規範表に
つき3本を記載した本数とする。
寸法規範表が3種類の製造番号
のもので構成されるとき。